

## 藤枝市高齢者安全運転支援装置設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市における高齢ドライバーの運転操作の誤りによる重大な交通事故の防止及び事故時の被害軽減を図るため、現在使用している自動車に後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 急発進抑制装置 ペダル踏み間違い等による急発進等を抑制する機能を有するものとして、国のサポカー補助金に関する審査委員会において、補助対象装置として認定された次のいずれかの後付けの装置とする。

ア 障害物検知機能付きペダル踏み間違い急発進等抑制装置

イ ペダル踏み間違い急発進等抑制装置

ウ ペダル踏み間違い防止装置

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が認めるもの

(2) 補助対象自動車 次のいずれにも該当する自動車をいう。

ア 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車であつて、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載された個人の用途に供するものであること。

イ 法に規定する自動車の検査を受けたものであること。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす個人とする。

(1) 申請時において市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者で、補助金の交付を受けようとする年度の3月31日現在で65歳以上となる者

(2) 営利を目的とせず、自ら使用する目的で急発進抑制装置を購入し、補助対象自動車に設置した者

(3) 補助対象自動車の自動車検査証の使用者の氏名又は名称欄に記載されている者

(4) 有効期限内の自動車運転免許証を保有している者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、急発進抑制装置の機能を有するものの購入及び設置に要する費用とする。

(補助額)

第5条 補助金の額は、次の当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害物検知機能付き装置については、前条に規定する補助対象経費から国が実施する安全運転サポート車普及促進事業費補助金を控除した金額の2分の1以内とし、20,000円を上限とする。
- (2) 障害物検知機能がない装置については、前条に規定する補助対象経費から国が実施する安全運転サポート車普及促進事業費補助金を控除した金額の2分の1以内とし、10,000円を上限とする。

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、購入した日から1年以内に、次に掲げる書類を添えて補助金交付申請書兼請求書(第1号様式)を提出しなければならない。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 自動車運転免許証の写し
- (3) 設置販売事業所が発行する安全装置の名称、補助対象経費及び設置日が確認できる書類の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知する。

(財産の管理及び処分の制限)

第8条 補助金の交付を受けた安全装置は、適正に使用し、設置日から起算して1年間は補助金交付の目的に反して使用、譲り渡し、交換、貸付け、売却又は廃棄等の処分をしてはならない。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で安全装置を処分するとき。
- (2) 病気等の事由により自動車の運転が困難になったとき。
- (3) 自動車運転免許証を返納したとき。
- (4) その他市長が認めたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。